

ID: 246

担当部署: 総合政策部 参事 (地域課題担当)

処分の概要	地縁による団体の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第1項及び第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【基準】</p> <p>法第260条の2第1項及び第2項の規定による。 (地縁による団体)</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和6年7月31日